

## 令和3年 夏の県民交通安全運動が実施されます 運動期間 7月11日(日)～7月20日(火)

夏休みやレジャーシーズンを迎えますが、各家庭でも飛び出しの危険性や安全歩行・通行等交通ルールを守ることの大切さについて話し合ひましょう。

運転中は運転に集中し、脇見やぼんやり運転を防止しましょう。

また、追突事故に遭わないために車間距離の確保や正しいタイミングで早めの方向指示器による合図を行いましょう。



## 「郡民スポーツ大会」の中止について

本年9月に開催を予定していました郡民スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年同様に中止が決定いたしました。

なお、スケート大会及びスキー大会は、改めて開催の可否について判断いたします。

関係者におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎ 63 - 3046

## 「高山村民運動会」の中止について

本年10月に予定していました高山村民運動会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年同様に中止とさせていただくことに決定いたしました。

ご理解いただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎ 63 - 3046



# クマ出没 注意!!

昭和40年代頃、50年程前迄は、人々が里山で活発に活動していたため、クマが人里の周辺に近づきにくかった状態でしたが、人間が活動しなくなったことでクマが人里に近づきやすくなりました。

かつて里山で炭焼き用の木材を採るために繰り返し利用されたコナラやクヌギなどは、ツキノワグマの食物となるドングリがなる樹木ですが、人間の手が前ほど入らなくなったことで、クマの餌場となっています。

また、耕さなくなった田畑に雑草が被い茂り、そのような土地にクマが入り込むようになり、徐々に人間との距離が縮まってきています。

ツキノワグマによる人身被害を防ぐため、以下の事に注意してください。

クマの目撃は、6月頃から始まり、7～9月にピークを迎えて、10月頃まで続きます。

## ●人里への出没を防ぐ

クマの出没が比較的多い地域においては、日常的にクマの出没を防ぐことが大事です。クマは嗅覚が発達しており、臭いにひきつけられてやってきます。クマのエサとなる生ゴミや不要となった果実や農作物は適切に処分しましょう。

また、庭先に栗や柿の木などが植わっている場合があります。クマはこうした実りにひきつけられます。不要な木は伐採することも選択肢の1つです。

クマが人里に近づく際には、身を隠せるような場所を移動していると考えられるため、そうしたクマが身を隠せるような藪などを刈り払って見晴らしの良い状態にしておくことも有効でしょう。

## ●人身事故を防ぐ

クマによる人身事故を防ぐには、まず「出会わないこと」が肝心です。

鈴をつけて歩く際に音を鳴らしたり、ラジオを鳴らして作業中など立ち止まっているときにも人間の存在を知らせるのが有効です。

子グマを見かけても、決して近づかないでください。近くには母グマがいると考えられ、大変危険です。

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

## 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>さんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁

## 後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月1日から保険医療機関でご提示いただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「茶色」です。今までの被保険者証は8月以降ご使用できなくなりますので、新しい被保険者証を7月中にお手元に届くように郵送いたします。

なお、新しい被保険者証が届きましたら住所、氏名等を確認していただき、8月からご使用くださいますようお願いいたします。

### ●自己負担割合について

8月以降の自己負担割合は同一世帯の被保険者の今年度(令和3年度)の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の方は3割負担、145万円未満の方は1割負担となります。なお、令和2年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合、所得区分を判定します。

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年(令和2年中)の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③被保険者が同一世帯に1人(収入額383万円以上)で、他に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

### ●限度額適用認定証について

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方は、「限度額適用認定証」を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが高額になる場合、自己負担限度額までに抑えられます。該当となる方は、申請手続きをしてください。

なお、次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し令和3年8月1日より使用できる限度額適用認定証を新しい被保険者証に同封します。

- ①前年度に限度額適用認定証の交付を受け現在も該当している方
- ②令和3年度も引き続き同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが自己負担限度額までに抑えられ、入院したときの食事代が減額されます\*。該当となる方は、申請手続きをしてください。

なお、次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し令和3年8月1日より使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい被保険者証に同封します。

- ①前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している方
  - ②令和3年度も引き続き住民税非課税世帯である方
- ※入院時の食事代は、入院するときに認定証を提示しないと減額の対象になりませんのでご注意ください。

### ●短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により通常より有効期間の短い被保険者証(令和4年1月31日有効期限)を交付する場合があります。

さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。

### ●被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律により、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うこととされています。そのため群馬県後期高齢者医療広域連合においても、被保険者証裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けております。

この意志表示欄に記入することで、臓器を提供するか、しないかの意思を表すことができます。もし意思表示した内容について見られたくない場合は、市町村に置いてあります「個人情報保護シール」をご利用ください。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課 ☎63-2111(内線64)  
群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7125

## 令和3年度 後期高齢者医療制度の保険料制度改正について

### 1. 均等割額の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料について、令和3年度の均等割額の軽減制度は下記のとおり改正になりました。

#### 《均等割額の軽減について》

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定)
7割軽減 <改正>	$[43万円 + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{*1} - 1)]$ 以下
5割軽減 <改正>	$[43万円 + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{*1} - 1) + 28万5千円 \times (\text{世帯の被保険者数})]$ 以下
2割軽減 <改正>	$[43万円 + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{*1} - 1) + 52万円 \times (\text{世帯の被保険者数})]$ 以下

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・ 給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・ 前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・ 前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

### 2. 所得割額の計算方法について

後期高齢者医療制度の保険料について、基礎控除の改正に伴い所得割額の計算方法が変わります。

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除(最大43万円)}^{*2}) \times 8.6\%$$

※2 基礎控除額は合計所得金額2,400万円以下の場合43万円です。

☆後期高齢者医療制度の自己負担額以外の医療費は「公費(国・県・村)5割、若い世代のみなさんからの支援金4割、高齢者のみなさんの保険料1割」という割合で支えられています。高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化した公平でわかりやすい仕組みの制度です。群馬県内の全ての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が運営主体となることで、広域化による保険財政の安定化とともに、事務処理などの効率化を図っています。

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課 ☎63-2111(内線64)  
群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171

## 国民健康保険高齢受給者証の更新のお知らせ

国民健康保険の被保険者で、70歳から74歳の方は「群馬県国民健康保険高齢受給者証」を提示することで、医療機関等での窓口負担が2割に変更されます。

現在交付されている「高齢受給者証」は、有効期間が令和3年7月31日までとなっています。**令和3年8月1日から使用できる「高齢受給者証」は7月下旬にご自宅へ郵送しますので、8月以降に医療機関等へ受診する際には新しい「高齢受給者証」を提示していただきますようお願いいたします。**

### <医療機関等へ提示するもの>

群馬県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和 年 月 日
記号	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日 昭和 年 月 日	
適用開始年月日 平成 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日	
世帯主名	
住所 群馬県吾妻郡高山村大字	番地
交付者名 高山村	
保険者番号 100875	
群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1	
電話 (0279) 63-2111	

国民健康保険証



群馬県国民健康保険高齢受給者証	
有効期限 令和 年 月 日	交付年月日 令和 年 月 日
記号	番号 (枝番)
世帯主	住所 群馬県吾妻郡高山村大字 番地
対象被保険者	氏名 性別
	生年月日 昭和 年 月 日
一部負担金の割合	2割
発効期日	令和 年 月 日
保険者番号並	100875
びに交付者の 名称及び印	〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村 大字中山2856番地1 電話 (0279) 63-2111 高山村 村高印山

高齢受給者証

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎ 63 - 2111

## 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きのお知らせ

国民健康保険では、医療費が高額になる場合に「限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)」を提示すると、医療機関等での窓口の支払いが自己負担限度額までになります。

現在交付を受けている方は、有効期間が令和3年7月31日までとなっていますので、**8月以降も引き続き必要な場合は、高山村役場住民課で更新の手続きをお願いします。**(更新手続きには印鑑が必要です。)

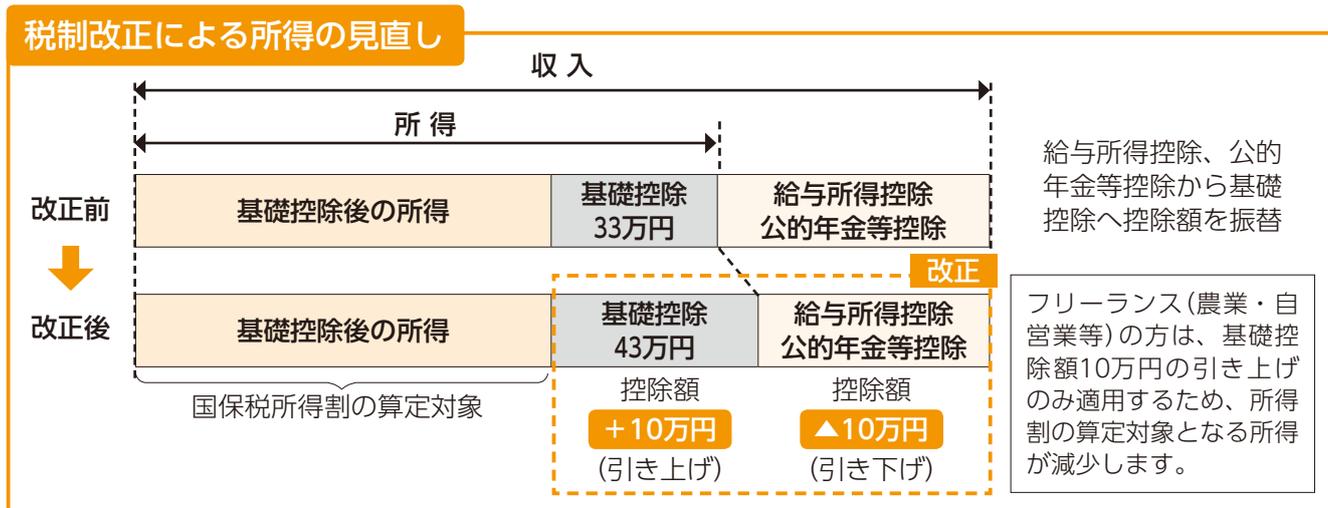
なお、限度額認定証を提示せずに自己負担限度額を超える医療費を負担した場合は、高額療養費として支給されます。該当となる方には通知(はがき)を送付しますので、医療機関等の領収書、振込先口座のわかる通帳等および印鑑をお持ちのうえ、住民課窓口で手続きをお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎ 63 - 2111

## 国民健康保険加入の皆さまへ

### 令和3年度から 国保税の軽減基準額の算定方法が変わります

税制改正により、令和3年1月1日から特定の収入のみに適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が一律10万円引き上げられました。



国保税は、同じ世帯の世帯主と被保険者(※1)の総所得額が下表の基準以下の場合に、均等割額(1人当たりにかかる金額)と平等割額(1世帯当たりにかかる金額)の部分が軽減されます。上記の見直しに伴い、国保税の負担水準に関して意図しない影響や不利益などが生じないように、軽減基準額の算定方法が見直しされました。

令和2年度		令和3年度	
軽減割合	軽減基準額	軽減割合	軽減基準額
7割	基礎控除額(33万円)	7割	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数 <sup>(※2)</sup> - 1) <sup>(※3)</sup>
5割	基礎控除額(33万円) +28.5万円×被保険者数 <sup>(※1)</sup>	5割	基礎控除額(43万円) + 28.5万円×被保険者数 <sup>(※1)</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>(※2)</sup> - 1) <sup>(※3)</sup>
2割	基礎控除額(33万円) +52万円×被保険者数 <sup>(※1)</sup>	2割	基礎控除額(43万円) + 52万円×被保険者数 <sup>(※1)</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>(※2)</sup> - 1) <sup>(※3)</sup>

- ※1 同じ世帯の中で、国保の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。
- ※2 給与所得者等の条件：給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超/65歳以上は125万円超
- ※3 給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×(給与所得者等の数 - 1)を加算します。

#### 計算例

夫(自営業)、妻(年金所得者)、子(給与所得者)の3人が国保に加入している世帯で、世帯総所得が200万円の場合  
 43万円【基礎控除額】+52万円×3【被保険者数】+10万円×(2【給与所得者等の数】-1)=209万円  
 209万円【2割軽減基準額】>200万円【世帯総所得額】のため、**2割軽減**に該当することになります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎ 0279 - 63 - 2111

## 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、申請により保険料(保険税)が減免となります。

●保険料(保険税)の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒保険料(保険税)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、  
次の要件を全て満たす世帯の方 ⇒保険料(保険税)の一部を減額

●世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※介護保険については、(2)の要件は除きます。

- 必要書類等
- ・印鑑
  - ・昨年(R2.1月～R2.12月)の収入がわかるもの  
(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)
  - ・令和3年1月から申請する月までの収入がわかるもの  
(給与明細書、収入が確認できる帳簿など)

●対象となる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

●申請期間 令和3年7月15日から令和4年3月31日まで

《お問い合わせ先》

<介護保険料・後期高齢者医療保険料> 高山村役場 住民課  
<国民健康保険税> 高山村役場 税務会計課  
☎0279-63-2111

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

高山村国民健康保険に加入している被用者(会社等に勤めていて給与をもらっている方)が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり、感染が疑われることにより仕事を休んだ場合、申請により傷病手当金を支給します。詳しくは役場住民課(☎63-2111)までお問い合わせください。

●支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

●支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数

(注)給与等の全部又は一部を受けとることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

## 子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯の支援のため新たな給付金の支給を実施します。

### ●支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(収入が急変したと思われる方は、保健みらい課へご相談してください。)

### ●支給額

児童1人あたり 一律5万円

・支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

### ●給付金の支給手続き

#### I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ・給付金は申請不要で受け取れます。
- ・可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出

書を提出する必要があるため、役場保健みらい課までご連絡をお願いします。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障がでる恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### II. 上記以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ・給付金を受け取るには申請が必要です。
- ・申請書等を記入していただく必要がありますので、該当すると思われる方は役場保健みらい課までご連絡をお願いします。

詳しくは、高山村公式ホームページをご覧ください  
か、厚生労働省コールセンターもしくは役場保健みらい課までお問い合わせください。

### 《お問い合わせ先》

#### ●制度について

厚生労働省 コールセンター

☎0120-811-166

(受付時間：平日9:00~18:00)

#### ●手続きについて

高山村役場保健みらい課福祉係

☎0279-63-1311

## みんなの広場

### たかやまの文壇

(文化協会俳句部)

#### 5月句会

ツバメ舞う朝の光の中を舞う

かわづ鳴く川の向こうは闇の中

茅葺きに終止符を打つ聖五月

告げざりし言葉の嵩や花は葉に

ババの軒曾孫の小さきこいのほり

三四五あつという間に春が行く

ああ眩し日に照られた新緑よ

代掻きた人生初のトラクター

稲苗やワクチンの日待つばかり

足もとに雉のとび立つ雛七羽

長らえて朝のはじまり新茶くむ

茄子苗を育て上げたる大きな手

渡りきて新天地飛ぶつばくらめ

さくら舞う臨時SL汽車の笛

タロツペのごま味噌和えや酒の友

八十路トラクターにのる五月晴れ

#### 6月句会

忘れぬ祖母の面影麦の秋

トンネルをぬけて万緑風の中

早苗田の雨待つ宵のコラス隊

ひさびさの虹を仰げばげり子持嶺に

蛙受難田添いの路の雨の夜

鴨鶯と鶉まで来ている植田かな

恙がなくワクチン接種す五月晴

狭の里初ほととぎす銜して

小豆蒔く畑にけもの跡があり

田の青くゲンジホタルのとぶ夜は

虫かごでにらめっこする雨蛙

田植時大勢集いアートする

園庭をくだれば野茨咲きはトむ

古里は蜜柑の山よ鉢の花

雑木山木漏れ日光る青葉路

つつ咲く山もゆるよな赤城山

川蟬にタイムングあい目をこらす

浮世絵に蚊帳を見かけてなつかしき

昭典 紫雲 節子 大樹 良郷 あきを キヨ子 朝郎 泰枝 紫雲 末吉 昭典 朝郎 大樹 キヨ子 あきを 泰枝